

慶弔に関する内規

平成 24 年 12 月 1 日制定

第 1 条 長野陸上競技協会の慶弔に関する内規を定め、慶弔意を表すものとする。

第 2 条 前条の慶弔は次の通りとする。

- ① 本協会員の結婚 本協会長名で祝電を打つものとする。
- ② 本協会員の死亡 香典 3,000 円と生花 1 基を供し、本協会地区陸協会長又は支部陸協会長が代表して弔問する。

第 3 条 前条以外のその他特別の場合は、前条に準じ本協会正副理事長、総務委員長が協議して決するものとする。

第 4 条 この内規により贈呈した金品に対しては一切返礼を受けないものとする。

附 則

この内規は、平成 24 年 12 月 1 日より施行する。